

今後の居場所づくりについて

1 居場所の必要性（国の動向）

(1) 社会経済環境の変化

核家族化や共働き家庭の増加，地域との関係の希薄化などの社会環境の変化に伴い，これまでの経済的な貧困に加え，家庭の経済状況に関わらず，経験や人とのつながりに恵まれていない，望ましい学習や生活の習慣が身につけていないなど「関係性の貧困」にある子どもの存在が多く判明している。

(2) 支援が必要な家庭の孤立化

児童虐待やひきこもり，不登校の問題など子育て家庭が抱える問題が複雑化・多様化する中，行政サービスにつながっていない，学校や家庭に居場所がないなど，孤立化している子どもの存在が明らかになっており，個々の状況に寄り添った適切な対応が求められている。

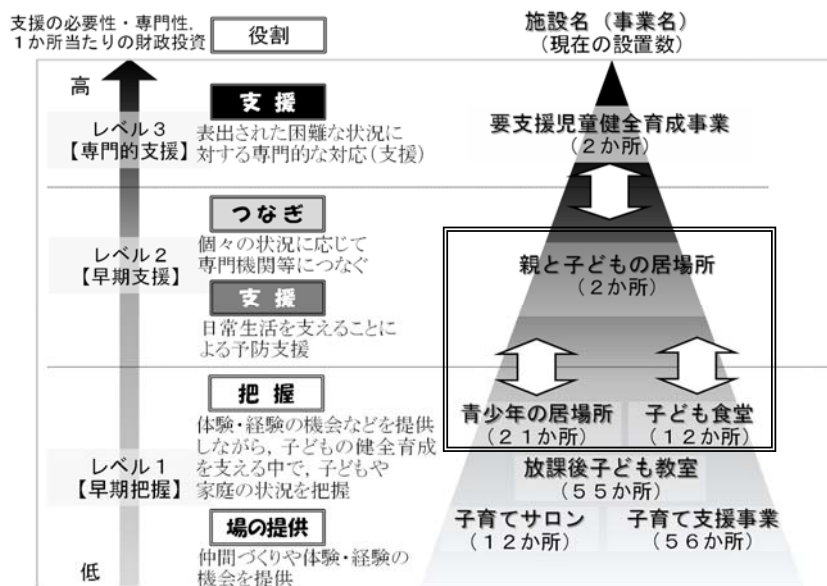
⇒ これらの様々な問題に的確に対応するため，支援が必要な子育て家庭の孤立化を防ぐとともに，地域全体で見守り，個々の状況に合わせた支援を行いながら貧困の連鎖を断ち切ることができるよう，子どもが身近な場所で利用できる居場所づくりの充実・強化が必要である。

(参考)「第3次子供・若者育成支援推進大綱（一部抜粋）」（令和3年4月改定）

- ・ 全ての子供・若者が，自らの居場所を得て，成長・活躍できる社会を目指し，社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組む。
- ・ 全ての子供・若者が，困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような，学校でも家庭でもない居場所（サードプレイス）を増やす。

2 本市の居場所の現状と課題・ニーズ

国等の動向を踏まえ，本市でも支援の必要性や専門性に応じて，子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進している。



本市の居場所全体像（※学校や学校関連施設を除く）

【親と子どもの居場所】

- 令和2年9月から市内2か所でモデル事業として実施し、子どもの生活・学習習慣の改善や親の子育て負担の軽減など、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、関係性の貧困の解消に向けた有効な事業であることが確認された。
- モデル事業として2か所で実施しているが、身近な地域で子育て家庭が気軽に利用できる親と子どもの居場所の開設が求められている。

【青少年の居場所】と【子ども食堂】

- 青少年の居場所や子ども食堂は、様々なイベントや食事の提供など、誰もが利用しやすい環境づくりの中で、健全育成に取り組むとともに、支援が必要な子育て家庭を把握することができる有効な事業である。
- 現在、市内に「青少年の居場所」21か所、「子ども食堂」12か所（うち4か所は青少年の居場所に登録済）の合計29か所開設されているが、開設されている地区は限られているため、身近で子育て家庭が利用しやすい場所に開設が求められている。
- 青少年の居場所や子ども食堂では、財政面、人材の確保・育成、居場所間連携、広報・周知、専門的な支援機関との連携、居場所の質の確保などの課題を抱えている。
- 居場所支援を希望する事業者からは、「支援窓口をまとめてほしい」とのニーズがある。



3 今後の方向性と対応

(1) 「親と子どもの居場所」の本格実施

高い実務経験を有する人材の確保や子育て家庭に必要な支援を総合的に届けるための体制を整えるとともに、地理的条件などの子育て家庭の利便性を考慮する必要があることから、当面、「教育・保育提供区域（5区域）」ごとに令和4年度から順次、「親と子どもの居場所」を設置する。

※ R4年度に親と子どもの居場所を2か所から5か所に拡大

(2) 青少年の居場所や子ども食堂（新規名称：「子どもの居場所」）の設置拡大

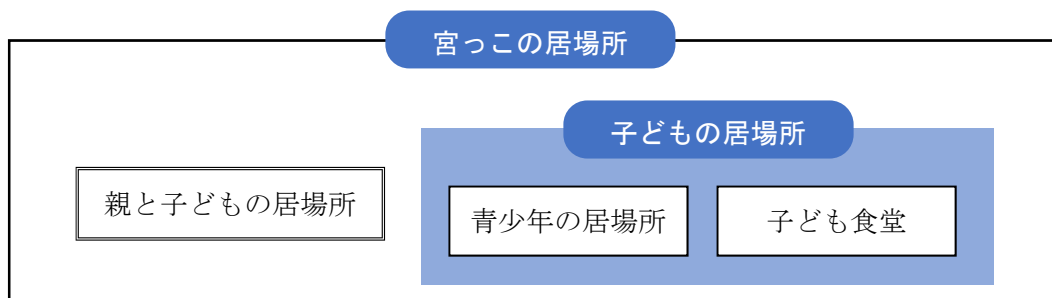
ア 開設や運営に係る支援の拡充

身近な地域で子育て家庭が利用しやすい居場所を確保するため、新たな居場所開設や運営に対し財政支援を行うとともに、将来の「親と子どもの居場所」運営者を確保するため、「子どもの居場所」運営者のうち、学習や生活習慣の支援、体験・経験の機会提供を行うことができる運営者に対し、3か年を上限に提供する機能に応じて補助額の加算を行う。また、居場所の開設希望者や運営者に対する相談支援を実施する。

イ 居場所間の連携促進

一定の登録要件を満たした居場所によるネットワーク（宮っこの居場所登録団体ネットワーク）を構築し、人材の確保・育成や居場所間の連携、支援機関等との連携に取り組む。

また、運営上の課題に的確に対応できるよう、研修会を開催する。



宮っこの居場所と子どもの居場所

(3) 宮っこの居場所応援連絡会議の設置（別紙1参照）

地域で子育て家庭を支援したい事業者（居場所支援者）からの金銭や物品等の寄附などを，支援を必要とする居場所運営者へ適切につなぐため，市が中心となってコーディネートする仕組みとして連絡会議を設置する。

※ 行政が中心となり，関係団体と連携した官民連携の仕組みは全国的にも珍しい。

4 今後のスケジュール

(1) 親と子どもの居場所

令和4年 4月～ 継続する2か所での本格実施
新設する3か所の公募準備開始
9月～ 新設する3か所の開設予定

(2) 子どもの居場所

令和4年 4月～ 登録開始，順次助成開始
ネットワークによる居場所間の連携開始
8月～ 居場所開設希望者や運営者に対する相談窓口の設置

(3) 宮っこの居場所応援連絡会議

令和4年 4月 令和4年度第1回会議開催
※ 必要に応じ，適宜情報提供

(4) その他

令和4年4月～ HPや広報紙，チラシなどで周知開始